

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	成人保健事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

墨田区は、成人保健事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都墨田区長

公表日

令和7年6月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	成人保健事務
②事務の概要	健康増進法に基づき区民の各種健(検)診の受診券の発行、健(検)診結果・精密検査の管理、フォロー、区民からの問い合わせの回答を行っている。
③システムの名称	1 健康情報システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
成人保健情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表の110の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 表の139の項 【情報提供】 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 表の139の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健衛生部健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	墨田区保健衛生部(墨田区保健所)健康推進課 〒130-8628 東京都墨田区横川五丁目7番4号 Tel:03-5608-8514
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	墨田区保健衛生部(墨田区保健所)健康推進課 〒130-8628 東京都墨田区横川五丁目7番4号 Tel:03-5608-8514
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [1万人以上10万人未満] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年5月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> [500人未満] 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年5月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> [発生なし] 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。

9. 監査

実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[<input checked="" type="radio"/>] 内部監査	[] 外部監査
-------	---	---	---------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[] 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	-------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[] 十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類やUSBメモリは施錠できる書棚に保管することを徹底している。USBメモリを使用する場合は、暗号化パスワードによる保護を行うルールを周知徹底している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月1日	対象人数	平成29年5月31日 時点	平成30年5月1日 時点	事後	
平成30年6月1日	取扱者数	平成29年5月31日 時点	平成30年5月1日 時点	事後	
平成30年6月1日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務(③システムの名称)	1. 健康情報システム 2. 団体内統合宛名システム	1. 健康情報システム 2. 団体内統合宛名システム	事後	
令和1年6月18日	対象人数(いつの時点の計数)	平成30年5月1日時点	令和1年5月31日時点	事後	
令和1年6月18日	取扱者数(いつの時点の計数)	平成30年5月1日時点	令和1年5月31日時点	事後	
令和1年6月18日	IV リスク対策	—	項目追加	事後	様式変更による。
令和1年12月13日	I ~8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	墨田区総務部総務課文書管理係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番	墨田区福祉保健部保健衛生担当(墨田区保健所)保健計画課	事後	
令和1年12月13日	II しあわせ度判断項目	1)発生なし	1)発生あり	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事故の発生に伴うものであり、事
令和1年12月13日	III 重大事故	基礎項目評価	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事
令和1年12月13日	IV しあわせ度判断結果	基礎項目評価	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事
令和2年12月13日	IV リスク対策	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事
令和2年12月13日	I 採用する特定個人情報保護方針	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事
令和2年6月11日	II しあわせ度判断項目	1)発生あり	2)発生なし	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生から1年以上が経過、
令和2年6月11日	III 重大事故	基礎項目評価	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生から1年以上が経過、
令和2年6月11日	IV リスク対策	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生から1年以上が経過、
令和2年6月11日	I 提出する特定個人情報保護方針	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生から1年以上が経過、
令和2年6月11日	II 対象人数(いつの時点の計数)	令和1年5月31日時点	令和2年5月31日時点	事後	
令和2年6月11日	取扱者数(いつの時点の計数)	令和1年5月31日時点	令和2年5月31日時点	事後	
令和2年6月10日	対象人数(いつの時点の計数)	令和2年5月31日時点	令和3年5月25日時点	事後	
令和3年6月10日	取扱者数(いつの時点の計数)	令和2年5月31日時点	令和3年5月25日時点	事後	
令和4年6月16日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務(③システムの名称)	1. 健康情報システム 2. 団体内統合宛名システム	1. 健康情報システム 2. 団体内統合宛名システム	事前	
令和4年6月20日	情報連携ネットワークシステム	情報連携ネットワークシステムの有り	実施しない	事前	
令和4年6月20日	情報連携ネットワークシステムの情報連携(①基盤の有り)	・番号法第19条第8号別表第二 102の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及	・番号法第19条第8号別表第二 102の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及	事前	
令和4年6月16日	対象人数(いつの時点の計数)	令和3年5月25日時点	令和4年5月31日時点	事後	
令和4年6月16日	取扱者数(いつの時点の計数)	令和3年5月25日時点	令和4年5月31日時点	事後	
令和4年8月20日	IV リスク対策	(O)接続しない(入手) 目的外の入手が行われるリスクへの対策はなし	(C)接続しない(入手) 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十	事前	
令和4年6月20日	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムの有り	(O)接続しない(提供) 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分	事前	
令和4年6月20日	情報提供ネットワークシステムの情報連携(②法律上の取扱い)	不正な提供が行われるリスクへの対策は十分	(C)接続しない(提供) 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分	事前	
令和5年6月25日	対象人数(いつの時点の計数)	令和3年5月25日時点	令和5年5月31日時点	事後	
令和4年6月16日	取扱者数(いつの時点の計数)	令和3年5月25日時点	令和4年5月31日時点	事後	
令和4年8月20日	IV リスク対策	(O)接続しない(入手) 目的外の入手が行われるリスクへの対策はなし	(C)接続しない(入手) 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十	事前	
令和4年6月20日	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムの有り	(O)接続しない(提供) 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分	事前	
令和4年6月20日	情報提供ネットワークシステムの情報連携(②法律上の取扱い)	不正な提供が行われるリスクへの対策は十分	(C)接続しない(提供) 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分	事前	
令和5年6月25日	対象人数(いつの時点の計数)	令和3年5月25日時点	令和5年5月31日時点	事後	
令和4年6月16日	取扱者数(いつの時点の計数)	令和3年5月25日時点	令和4年5月31日時点	事後	
令和4年8月20日	I ~5 評価実施機関における担当部署	①部署 墨田区保健部保健衛生担当保健計画課	①部署 墨田区保健部保健衛生担当保健計画課	事後	
令和4年8月20日	II ~5 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	墨田区保健部保健衛生担当保健計画課	墨田区保健部保健衛生担当保健計画課	事後	
令和4年8月20日	III 評価実施機関における担当部署	墨田区保健部保健衛生担当(墨田区保健所)保健計画課	墨田区保健部保健衛生担当(墨田区保健所)保健計画課	事後	
令和4年8月20日	IV 評価実施機関における特定の個人を識別するための役職名	墨田区保健部保健衛生担当(墨田区保健所)保健計画課長	保健推進課長	事後	
令和4年8月20日	V 個人番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と)	事後	
令和4年8月20日	VI 情報提供ネットワークシステムによる情報連携(②法令)	・番号法第19条第8号別表第二 102の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報照会	事後	
令和4年8月20日	VII 情報連携(①部署)	・番号法第19条第8号別表第二 102の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報照会	事後	
令和7年6月27日	I ~5 評価実施機関における担当部署	①部署 保健部保健衛生担当保健計画課 ②所属長の役職名 保健計画課長	①部署 保健部保健衛生担当保健計画課 ②所属長の役職名 保健推進課長	事後	
令和7年6月27日	I ~7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	墨田区保健部保健衛生担当(墨田区保健所)保健計画課 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番2号 Tel: 03-5608-8514	墨田区保健部保健衛生担当(墨田区保健所)保健推進課 〒130-8628 東京都墨田区横川五丁目7番4号 Tel: 03-5608-8514	事後	
令和7年6月27日	I ~8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	墨田区保健部保健衛生担当(墨田区保健所)保健計画課 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番2号	墨田区保健部保健衛生担当(墨田区保健所)保健推進課 〒130-8628 東京都墨田区横川五丁目7番4号 Tel: 03-5608-8514	事後	
令和7年6月27日	対象人数(いつの時点の計数)	令和6年5月31日時点	令和7年5月1日時点	事後	
令和7年6月27日	取扱者数(いつの時点の計数)	令和6年5月31日時点	令和7年5月1日時点	事後	
令和7年6月27日	IV リスク対策	—	項目追加	事後	
令和7年6月27日	V リスク対策	—	項目追加	事後	
令和7年6月27日	VI リスク対策	—	項目追加	事後	